平成２３年（フ）第４６号
岩手県奥州市水沢区字北田233番地２北田アパート３号室
債務者　高橋　壽夫
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４７号
岩手県奥州市前沢区字狐石46番地101
債務者　伊藤　豊美
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１９４号
群馬県高崎市山田町21番地　ベルコート30―105
債務者　矢嶋　準一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３３２号
新潟市西区五十嵐２の町8602番地45　ソレイユ五十嵐Ｄ―101号、前住所新潟市西区みずき野２丁目22番３号
債務者　横地　日良
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８３号
新潟市東区竹尾３丁目10番10号　長谷川ビル２Ｆ
債務者　小泉　一雄
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２６号
新潟市北区つくし野２丁目７番６号
債務者　後藤　貴司
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２７号
新潟市北区島見町3912番地５　サジャー島見Ａ201号
債務者　坂井　千春
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７号
岐阜県瑞浪市山田町827番地の91、従前の住所岐阜県瑞浪市山田町52番地の１
債務者　齊藤　正作
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１８号
岐阜県多治見市明和町２丁目30番地の５
債務者　坪井　秀夫
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１２０号
岐阜県瑞浪市山田町846番地の１
債務者　高橋　道江
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第３２２号
静岡県駿東郡清水町柿田856番地の２
債務者　飯田　　武
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
静岡県駿東郡清水町柿田856番地の２
債務者　飯田　敏子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
静岡県沼津市大平1509番地の４
債務者　杉山　恵子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
静岡県御殿場市大坂329番地の１　クレール大坂Ｄ101
債務者　渡邊　　徹
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５５号
北海道滝川市黄金町東４丁目５番２号
債務者　笹木　和子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
北海道滝川市一の坂町東１丁目４番１―425号一の坂団地
債務者　山田　友子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
北海道芦別市北１条西１丁目６番地
債務者　田嶋　利勝
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
群馬県沼田市薄根町3676番地　関上西中ハイツ６号
債務者　高橋　　隆
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係